

相次ぐ事業所閉鎖

大勢の障害者解雇なぜ

障害者が働きながら一般企業などへの就労に必要な知識や能力を身につける事業所が経営悪化を理由に閉鎖し、大勢の障害者が解雇されるケースが全国で相次いでいます。関係者らは「問題の根底に、営利企業が社会福祉事業に参入できるようにした規制緩和政策がある」と批判しています。(岩井亜紀)

給付金目当ての企業も

閉鎖したのは、障害者総合支援法の「就労継続支援A型事業」を実施する事業所。岡山県倉敷市にある五合支援法の「就労継続支援A型事業」を7月末に閉鎖。これ約230人が職を失った。



末吉俊一さん

賃金が41%減少

「お金もつげのために仲間が利用されたと感じます。とてもつらい。障害者労働組合委員長の末吉俊一さん(53)は、障害者が働く事業所の閉鎖に伴い多くの障害者が解雇されている事態に心を痛めます。自身も精神障害があり、昨年12月からさいたま市内のA型事業所で働きます。

「しかし、事業を行わず給付費だけを受け取ったり、障害者の労働時間を一律に短くする企業が増えていきます」と大野さんは指摘します。A型事業所で働く障害者の平均賃金は、月11万3077円(06年度)から月6万6412円(14年度)と41%も減少しています。

こうした事態を受けて厚生労働省は4月、給付金を障害者の賃金に充ててはいけないとの趣旨の通知を发出。大野さんは「営利企業の場合、事業利益が得られなければ撤退の可能性が高まります。今後、廃止する事業所が増えるのでは」と懸念します。

末吉さんは「国は、A型事業所閉鎖に伴う障害者の解雇の実態を調査すべきです」と語気を強めます。

大野さんは「障害者の働く権利の観点から、国が率先してこの問題の解決に取り組まなければならない」としたうえで、「社会福祉事業への営利企業の参入のあり方を見直すことが必要です」と強調します。

たのははじめ、全国に事業所を展開する名古屋市の株式会社も8月末、6〜8月分の賃金未払いのまま障害者約160人、職員30人程度を解雇しました。

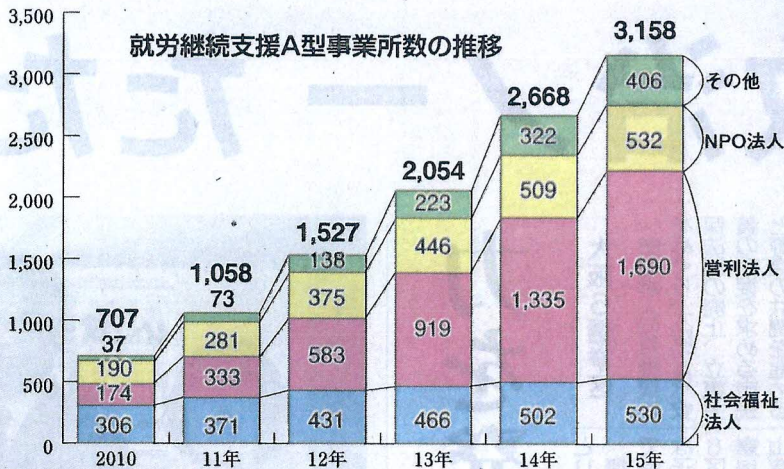
行き先決まらず

障害者が働く事業所などをつくる全国組織「きょうされん」常任理事で愛知支部事務局長の大野健志さん(46)は「このうち約半数がいまだに次の行き先が決まっています。経済的不安と再就職先がみつかるかの不安を抱えています」と語ります。愛知県内の別の株式会社も今月末で閉鎖し、18人が行き場を失っています。

大野さんは「総合支援法の前身である障害者自立支援法施行(2006年4月)で規制緩和し、営利企業も障害関連事業を実施できるようになったことが、今回の問題の発端です」と指摘します。

10年には707しかなかったA型事業所が、15年には3158に急増。営利法人の割合も24.6から53.5%に増加しました。

就労継続支援A型事業所数の推移



厚生労働省の資料から

就労継続支援A型事業所 一般企業への就労が難しい障害者が、雇用契約を結んで働く事業所。最低賃金以上が保障されます。B型事業所で働く場合は、雇用契約は結びません。